

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 1 1 回 相模原市簡易水道事業審議会		
事務局 (担当課)	津久井土木事務所 電話 0 4 2 - 7 8 0 - 8 2 1 0 (直通)		
開催日時	令和 5 年 1 1 月 7 日 (火) 午前 1 0 時 1 0 分 ~ 1 2 時 0 0 分		
開催場所	緑区合同庁舎 会議室 3 - 2		
出席者	委 員	6 人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	6 人 (土木部長、津久井土木事務所長、他 4 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由			
会議次第	1 開 会 2 議 題 (1) 簡易水道と県営水道の料金体系の統一について (2) 令和 4 年度相模原市簡易水道事業会計決算 (報告) (3) その他 3 閉 会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開 会

2 議 題

(1) 簡易水道と県営水道の料金体系の統一について

事務局から資料について説明を行った。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

○この会議での意見は、県の料金改定案に反映されるのか。(丸山委員)

○本審議会は、相模原市の簡易水道についての審議をする場であり、県営水道について意見をするものではないと理解している。県の料金改定は県議会の意思決定を要する。新聞報道にもあったが、資料で示されているように、答申が11月に提出され、その答申を踏まえ、県議会に令和6年2月に料金改定に関する条例改正案を提出し、令和6年秋に値上げを予定している。(荒井会長)

○ご説明いただいたとおりで、県営水道事業審議会が明日11月8日に開催される予定で、最終的な答申が提出される。それを受けて、県は条例改正案を作成して、来年2月に提案を行い、県議会の議決をもって料金を決定するという過程になる。令和6年度中に資金が不足するということであり、条例案の審議が行われたうえで3月に議決いただければ、それから半年程度の周知期間を置いて、秋頃に改定の見込みである。(伊東委員)

○県の料金体系に合わせ用途別から口径別へと転換するとあるが、口径別になると家庭にどのような影響があるのか(丸山委員)

○口径別にすると、口径別に基本料金が設定され、水量を使う人と使わない人で従量料金の差が出ることになる。(荒井会長)

○口径は、基本料金に反映されて、口径が大きいと基本料金が高くなる。電気而言えば、契約のアンペア数ということか。(佐々木委員)

○そのとおりである。(荒井会長)

●用途別は、水道の用途(家庭用、業務用など)に応じて料金を設定する料金体系であり、水道の公共性を重視した政策的側面が強い料金体系である。口

径別料金体系への転換は、負担の公平性を鑑み、受益の度合いに応じた料金体系にするべきだという考え方である。(事務局)

○用途別という仕組み自体が時代に合わなくなっている。人口減少等によって水道需要が減少していくなかで、逡増度が高い料金体系に依存したままでは、水道需要の減少以上に、料金収入が減少していく特徴がある。県においても料金体系を見直す決断が必要になった。そうしないと県営水道は 527 億円の収支が不足することになる。独立採算の経営に合うような仕組みに変えざるを得ないということである。(荒井会長)

○抜け道というわけではないが、口径は小さくても受水タンクを設置し、元を取ろうとするような人が出てくるのではないかと。特に山間地域は敷地が広いから自宅の庭に設置できる。(関戸委員)

●そのようなご家庭もあるとは思いますが、タンクやポンプの維持管理費用と比較したとき直接水道を利用した方が割安の場合もある。特にポンプは、数年に 1 度交換が必要で、交換費用が数十万から数百万単位となる場合がある。そうした費用や自宅の寿命等を考えたとき、使用量に見合う口径を設定する場合と、どちらが良いかは各個人の選択になる。(事務局)

○広域化の段階的取組について、検討することは非常に良いことだが、将来的な県営水道との統合については、決定事項ではなく、あくまで目標として掲げられているのではないかと思う。統合に向け、県として具体的に議論されているか。(関戸委員)

●具体的に議論されたわけではないが、広域化に向け技術提携などの検討から段階的に進められていくものであり、現在、技術情報などの共有を行っている。(事務局)

○住民に安心感を与えるためには、簡易水道を県に移管する時期を具体的に明らかにしたうえで、県と同一の料金体系に移行することを示したい。これがあるのとないのとで使用者に対して説得力が全く違ってくると思う。(関戸委員)

○関戸委員のご指摘は「いつ」というタイムスケジュールかと思う。クリアしなくてはならない 1 個 1 個のステップを手前から順番に取り組んでいき、やがて県と統合されるのであれば、少なくとも料金水準は、同水準にしておこうというのが、手前に位置付けられた課題解決の姿である。短期、中期、長期を考えたときに、最終的なゴールを先延ばしにするということではなく、まずは短期の部分に取り組んでいくことをご理解いただきたい。(荒井会長)

○時期が見えている、見えていないでは大きな違いがある。県との温度差があるように感じる。(関戸委員)

○荒井会長が言われたとおり、ステップを踏んでいく必要がある。一足飛びに経営統合となると、取っ掛かりができないのではないかと思う。管理の統合やシステムの共同化などから、順番に取り組んでいくことによって、最終的な統合等を考えていくことになる。また、県の広域化推進プランの中でも、将来的にという表現にはなっているが、経営統合という言葉が記載されているところは評価していただければと思う。(伊東委員)

○そこは理解できるが、やはり津久井は水源地域であり、地域で協力して県の水道に寄与し、県の発展に繋がってきたという自負心がある。県はギブアンドテイクの精神で互いに手を携え、市からではなく県から重要な政策決定をすべきではないかと思う。市の一般会計から簡易水道に財源を出していただいているのは地域としては非常にありがたいのだが、市の財源が厳しい中では、それを解消するためにも、早く目標時期を示されたい。(関戸委員)

○資料1の17ページの給水収益について、割合的にかなり少ないが、水源を維持していくために、藤野や青根の料金をすごく上げていくという発想にはならないのか。(松原副会長)

○そうならないための広域化という発想になる。一般論で言えば、都市部の場合、人口密度の高い区域、郊外の区域があっても、ひとつの給水区域なわけで、投資した分ユーザーがいるから収入が入ってくる。一方、過疎の地域は、投資効果が薄く、どうしてもそうした地域が存在する。同じ相模原市で考えたとき、不公平になるし、みんなで考えていかななくてはならない。(荒井会長)

○地方公営企業は独立採算が原則で、本来は収益で賄わないといけない。また、同じ市民、同じエリアに住んでいれば、同じサービスが受けられて、同じ料金になる。この2つの前提がある。簡易水道のエリアは水源地域である。その恩恵にあずかっているのは相模原市民あるいは神奈川県民であり、そこを考えたとき、統一の料金というのは納得できる。一般会計の繰入金なくなるわけではないが、元々簡易水道は効率が悪いところだから、水源の恩恵を受けている分、面倒を見てあげれば良いのではないか。(佐々木委員)

○県水エリアの相模原市民も簡易水道エリアの相模原市民も同じ神奈川県民ということである。(荒井会長)

○総括原価方式での試算で水道料金を3万円(2ヶ月20m³)払うことになれば、自分たちで賄えるということだが、市民の多くは県営水道を利用して、2,000円台(2ヶ月20m³)を払っている。それと同じレベルで良いのではないか。(佐々木委員)

○藤野も青根も水源地域であるが、水源地域で100パーセント、水を利用しているわけではない。対等な立場になるために、県営水道の料金に統一して、水源地域の水を均等に神奈川県全体で使っていけば、料金の統一という大義名分も立つのではないか。(丸山委員)

○視点は違うが、お二人の御意見は同じことをおっしゃっていると理解した。本審議会からの答申にもあるとおり、考えを再整理したところである。(荒井会長)

○令和3年の答申に沿った料金改定になっていると考えている。市民の料金格差の解消という観点からも県営水道の料金に統一することについては良いと考える。ただし、急激に料金が上がってしまう部分については丁寧な説明が必要である。県営水道は平成18年以来、料金改定をしておらず、ここで25パーセント上がることで全国平均レベルになる。25パーセントは大幅に上がるように見えるが、これまで経営努力で抑えていたことや、人口減少や施設更新等の理由で料金が上がることを、県営水道としても丁寧に説明するよう言われており、同様に、きちんと利用者に理解を得て、市全体としてバランスを取るためにも、このような料金体系になるという説明を丁寧にしていきたい。(伊東委員)

○青根は藤野より世帯数が少ないのに使用水量が異常に多い。漏水が原因か。だからこのような激変緩和のシミュレーションになるのか。(佐々木委員)

●藤野は現在、従量制になっており、使用水量が増えると利用者が減るような分布になっている。一方、青根は使用水量に関わらず利用者が分布している。多量の利用者の中には漏水も含まれており、事務局としても戸別訪問をし、漏水の修繕をお願いしているところである。使用者は、料金改定の前に修繕する必要があることを理解しており、修繕が進んでいけば、青根も藤野のような利用者分布になるものと考えている。(事務局)

○青根は定額制になっていることから、水道水を生活用水、農業用水などに

使っている。常時、蛇口を開いており、そのような状況が現在も続いている。
そのような家庭は従量制によって一気に使用料が上がると思う。(関戸委員)

○もしかしたら、漏水だとしても、定額制で変わらないからという感覚の人が
いるかもしれない。(佐々木委員)

○定額制であれば、水を止めなくても良いという文化になっているのだと思う。
従量制であれば、ブレーキがかかる。青根はブレーキが利かず、結果的に
多量使用者が多く存在することになっている。(荒井会長)

○これまでどおりに公費を投入すると、使い放題となり水の無駄遣いになる。
節水を考えて従量制でお金を支払っていただく方が良い。(佐々木委員)

○水を作る側としては、お金をかけて水を配っているのに、垂れ流しにされる
ようでは無駄になってしまう。そうならないよう従量制にし、そのうえで料
金を見直していくという仕組みがようやく具体的になってきたのではない
か。(荒井会長)

(2) 令和4年度相模原市簡易水道事業会計決算(報告)

事務局から資料について説明を行った。

(3) その他

簡易水道使用料及び下水道使用料における減免制度の状況について、
事務局から市内の検討状況について情報提供を行った。

3 閉 会

以 上

相模原市簡易水道事業審議会（第11回）委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	荒井 康裕	東京都立大学都市環境学部 准教授	会長	出席
2	伊東 大介	神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 副課長		出席
3	佐々木 徹	公募市民		出席
4	笹原 俊一	公益社団法人日本水道協会調査部調査課 労働係長		欠席
5	関戸 正文	相模原市青根水道委員会 委員		出席
6	松原 沙織	獨協大学経済学部 教授	副会長	出席
7	丸山 博司	相模原市藤野地区自治会連合会 監事		出席